

平成27年12月21日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 相坂浩二

平成27年(ワ)第4791号 不当利得金返還等請求事件

口頭弁論終結の日・平成27年11月9日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 西 尾 剛

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

被 告 シ ン キ 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 根 本 要

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人 松 本 豊 弘

主 文

- 1 被告は、原告に対し、49万0145円及びうち34万6611円に対する平成27年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、被告との間の金銭消費貸借契約に基づきした弁済につき、利息制限法所定の制限を超えて支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得に基づき、過払金元金34万6611円の返還並びにこれに対する最終取引日の翌日である平成19年5月26日から平成27年9月5日までの民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の確定額14万3534円及

び同月6日から支払済みまでの法定利息の支払を求める事案である。

## 2 基礎となる事実（証拠を付さない事実は、当事者間に争いが無い。）

### (1) 被告の属性

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の名称は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

### (2) 基本契約の締結（乙1, 2, 弁論の全趣旨）

原告は、平成14年7月8日、被告との間で、継続的に金銭の借入れ及び返済を繰り返す金銭消費貸借契約に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した。

本件基本契約では、利息を年28.835%とし、遅延損害金を年29.2%（平成18年6月14日以降は年28.835%）とし、返済の方法を毎月14日（同日が営業日でない場合は、その直後の営業日）に融資残高に応じた一定額の金銭を弁済する旨が定められていた。

また、本件基本契約では、原告が毎月の支払を怠ったときは当然に期限の利益を失い、残債務及び残元本に対する遅延損害金を直ちに支払う旨の特約（以下「期限の利益喪失特約」という。）が付されていた。

さらに、本件基本契約では、初めての借入れ（既に借入残高がある時点の追加借入れを除き、完済した日の翌日以後の新たな借入れを含む。）につき、借入れをした日の翌日から7日間の利息が免除される旨の特約（以下「ノーローン特約」という。）が定められていた。

なお、本件基本契約については、過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むと解されるものであった。

### (3) 本件基本契約に基づく継続的取引

原告は、本件基本契約に基づき、平成14年7月8日から平成19年5月25日までの間、被告との間で、別紙計算書3-3の取引日欄記載の日に、

借入額欄又は返済額欄記載のとおり、金銭の借入れ又は返済を行った（以下「本件取引」という。）が、この過程において、本件基本契約に基づく平成17年4月18日の支払を怠り、期限の利益喪失特約に基づき、その期限の利益を喪失した。

### 第3 争点及びこれに対する当事者の主張

#### 1 ノーローン特約により利息制限法所定の制限の範囲内の利息も免除されるか（争点①）

##### (1) 原告の主張

原告は、ノーローン特約により、初めての借入れ（第2の2(2)）につき、利息制限法所定の制限の範囲内も含め、借入れをした日の翌日から7日間の利息を免除されていたものであり、被告が法定書面を交付しなかった結果、いわゆるみなし弁済が成立せず、約定利率による利息のうち制限超過部分が元本に充当されることとなったとしても、ノーローン特約による上記免除の効果まで遡って覆されることはない。

##### (2) 被告の主張

ノーローン特約は、約定利率での取引を前提とするものであるから、これにより、制限超過部分を元本に充当して過払金を算出するに際し、利息制限法所定の制限の範囲内の利息も免除されるものではない。

#### 2 被告が期限の利益を喪失した原告に再度期限の利益を付与したか（争点②）

##### (1) 原告の主張

被告は、原告が本件基本契約に係る期限の利益を喪失した後、平成17年4月21日に原告から返済を受けた2万8000円のうち1662円を遅延損害金に充当したが、その後に原告から返済を受けた金銭は本件基本契約に基づく元金及び利息に充当し、遅延損害金に充当しなかった上、原告に対し、21回も追加貸付をしていた。

とすれば、被告は、本件基本契約に係る期限の利益を喪失した原告に対し、

再度期限の利益を付与したものである。

(2) 被告の主張

原告の主張する事実関係があったとしても、被告は、約定利率での取引を前提に、再度期限の利益を付与したに過ぎないものであり、制限超過部分を元本に充当して過払金を算出するに際しては、再度付与された期限の利益は適用されないと解すべきである。

3 制限超過部分を債務の弁済として受領した被告が、民法704条の「悪意の受益者」に当たるか（争点③）

(1) 原告の主張

被告は、制限超過部分を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）の適用が認められない以上、民法704条の「悪意の受益者」と推定される。

(2) 被告の主張

被告は、行政指導に基づき、貸金業法43条1項の適用要件として交付が要求される各書面を原告に交付し、同項の適用があるとの認識を有していたものであり、上記のような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるから、被告は、民法704条の「悪意の受益者」に当たらない。

第4 当裁判所の判断

1 ノーローン特約により利息制限法所定の制限の範囲内の利息も免除されるか（争点①）について

ノーローン特約は、初めての借入れ（その意義につき、第2の2(2))をした日の翌日から7日間の利息につき、利息制限法所定の制限の範囲内か制限超過部分かを問わず、これを免除するものであり、その免除による利息債務の消滅という効果は、初めての借入れという要件を満たす限りは、その借入れをした

日の翌日から7日間の利息が発生する都度、確定的に生じるものである。

そして、上記免除の効果は、被告が約定利率による取引を前提にノーローン特約を適用する意図であったが、被告が法定書面を交付しなかったものと評価された結果、いわゆるみなし弁済が成立せず、約定利率による利息のうち制限超過部分が元本に充当されることとなったとしても、一方的に遡って覆されるいわれはない。

したがって、本件取引につき、制限超過部分を元本に充当して過払金を算出する際にも、ノーローン特約が適用される借入れをした日の翌日から7日間は、利息制限法所定の制限の範囲内の利息も免除されると解するのが相当である。

## 2 被告が期限の利益を喪失した原告に再度期限の利益を付与したか（争点②） について

被告は、原告が本件基本契約に係る期限の利益を喪失した（第2の2(3)）後、平成17年4月21日に原告から返済を受けた2万8000円のうち1662円を遅延損害金に充当したが、その後に原告から返済を受けた金銭は本件基本契約に基づく元金及び利息に充当し、遅延損害金に充当していないし、原告に対し、遅延損害金に充当する旨を記載した書類を交付するでもなく、21回も追加貸付をしていたものである（乙1、弁論の全趣旨）。

そうすると、被告は、本件基本契約に係る期限の利益を喪失した原告に対し、遅延損害金が支払われた平成17年4月21日の時点で再度期限の利益を付与したものと認めるのが相当である。

被告は、約定利率での取引を前提に再度期限の利益を付与したに過ぎない旨主張している（第3の2(2)）が、そのような前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、その主張は、採り得ない。

## 3 制限超過部分を債務の弁済として受領した被告が、民法704条の「悪意の受益者」に当たるか（争点③）

貸金業者が制限超過部分を利息等の債務の弁済として受領したが、その受領

につき貸金業法43条1項の適用が認められないときには、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

被告は、るる主張するが、本件取引につき、いつ、どのような書面を原告に交付していたのかさえも具体的に主張立証しない以上、上記特段の事情があるとは認められず、「悪意の受益者」に当たると認められる。

#### 4 認容額のまとめ

そうすると、本件取引に係る過払金元金は、別紙計算書3-3記載のとおり、最終取引日である平成19年5月25日時点で合計34万6611円となり、この元金に対しては、その翌日の同月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息が生ずるもので、平成27年9月5日までの確定額は14万3534円となる。

（なお、被告は、上記法定利息の起算点につき、訴状送達の日翌日からとすべき旨主張するが、過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借につき、過払金が発生した場合には、悪意の受益者である貸主は、過払金発生時から法定利息を支払わなければならない（最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）から、主張自体失当である。）

#### 5 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条を、仮執行の宣言につき、同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第23民事部

裁判官 安 木 進

# 計 算 書 3-3

業者名 シンキ樹

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H14.07.08	7,000				0%	0			7,000	0	0	0
H14.07.15		7,000	7		0%	0	0	7,000	0	0	0	0
H14.07.27	50,000		12		0%	0	0	0	50,000	0	0	0
H14.08.01		50,000	5		0%	0	0	50,000	0	0	0	0
H14.08.09	70,000		8		0%	0	0	0	70,000	0	0	0
H14.08.16			7		0%	0	0	0	70,000	0	0	0
H14.08.19		70,165	3		20%	115	0	70,050	-50	0	0	0
H14.09.02	80,000		14		0%	0	0	0	79,950	0	0	0
H14.09.09			7		0%	0	0	0	79,950	0	0	0
H14.09.13		80,252	4		20%	175	0	80,077	-127	0	0	0
H14.09.27	80,000		14		0%	0	0	0	79,873	0	0	0
H14.10.04			7		0%	0	0	0	79,873	0	0	0
H14.10.06		80,126	2		20%	87	0	80,039	-166	0	0	0
H14.10.18	100,000		12		0%	0	0	0	99,834	0	0	0
H14.10.25			7		0%	0	0	0	99,834	0	0	0
H14.10.26		100,079	1		20%	54	0	100,025	-191	0	0	0
H14.11.08	120,000		13		0%	0	0	0	119,809	0	0	0
H14.11.15		120,000	7		0%	0	0	120,000	-191	0	0	0
H14.12.03	125,000		18		0%	0	0	0	124,809	0	0	0
H14.12.10			7		0%	0	0	0	124,809	0	0	0
H14.12.13		125,296	3		18%	184	0	125,112	-303	0	0	0
H14.12.25	150,000		12		0%	0	0	0	149,697	0	0	0
H14.12.31		150,000	6		0%	0	0	150,000	-303	0	0	0
H15.01.15	150,000		15		0%	0	0	0	149,697	0	0	0
H15.01.22		150,000	7		0%	0	0	150,000	-303	0	0	0
H15.02.04	160,000		13		0%	0	0	0	159,697	0	0	0
H15.02.10		160,000	6		0%	0	0	160,000	-303	0	0	0
H15.02.17	170,000		7		0%	0	0	0	169,697	0	0	0
H15.02.24			7		0%	0	0	0	169,697	0	0	0
H15.02.25		170,134	1		18%	83	0	170,051	-354	0	0	0
H15.03.08	220,000		11		0%	0	0	0	219,646	0	0	0
H15.03.15			7		0%	0	0	0	219,646	0	0	0
H15.03.17		220,347	2		18%	216	0	220,131	-485	0	0	0
H15.03.29	220,000		12		0%	0	0	0	219,515	0	0	0
H15.04.05		220,000	7		0%	0	0	220,000	-485	0	0	0
H15.04.30	250,000		25		0%	0	0	0	249,514	0	1	1
H15.05.07		250,000	7		0%	0	0	250,000	-486	0	0	0
H15.05.30	270,000		23		0%	0	0	0	269,513	0	1	1
H15.06.06		270,000	7		0%	0	0	270,000	-487	0	0	0
H15.06.30	270,000		24		0%	0	0	0	269,512	0	1	1
H15.07.07		270,000	7		0%	0	0	270,000	-488	0	0	0
H15.07.12	280,000		5		0%	0	0	0	279,512	0	0	0
H15.07.19		280,000	7		0%	0	0	280,000	-488	0	0	0
H15.07.29	280,000		10		0%	0	0	0	279,512	0	0	0
H15.08.05		280,000	7		0%	0	0	280,000	-488	0	0	0
H15.08.15	280,000		10		0%	0	0	0	279,512	0	0	0
H15.08.22		280,000	7		0%	0	0	280,000	-488	0	0	0
H15.09.01	280,000		10		0%	0	0	0	279,512	0	0	0
H15.09.08		280,000	7		0%	0	0	280,000	-488	0	0	0
H15.09.20	290,000		12		0%	0	0	0	289,512	0	0	0
H15.09.26		290,000	6		0%	0	0	290,000	-488	0	0	0
H15.10.03	350,000		7		0%	0	0	0	349,512	0	0	0
H15.10.10			7		0%	0	0	0	349,512	0	0	0
H15.10.20		300,000	10		18%	1,723	0	298,277	51,235	0	0	0
H15.10.25	310,000		5		18%	126	0	0	361,235	126	0	0
H15.10.31	20,000		6		18%	1,068	0	0	381,235	1,194	0	0
H15.11.12	20,000		12		18%	2,256	0	0	401,235	3,450	0	0
H15.11.17		300,000	5		18%	989	0	295,561	105,674	0	0	0



計 算 書 3-3

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H15.11.22	300,000		5		18%	260	0	0	405,674	260	0	0
H15.12.13	20,000		21		18%	4,201	0	0	425,674	4,461	0	0
H15.12.18		20,000	5		18%	1,049	0	14,490	411,184	0	0	0
H15.12.21	30,000		3		18%	608	0	0	441,184	608	0	0
H15.12.31			10		18%	2,175	0	0	441,184	2,783	0	0
H16.01.15		20,000	15		18%	3,254	0	13,963	427,221	0	0	0
H16.02.13		20,000	29		18%	6,093	0	13,907	413,314	0	0	0
H16.03.16		20,000	32		18%	6,504	0	13,496	399,818	0	0	0
H16.04.16		20,000	31		18%	6,095	0	13,905	385,913	0	0	0
H16.04.28	10,000		12		18%	2,277	0	0	395,913	2,277	0	0
H16.04.30	25,000		2		18%	389	0	0	420,913	2,666	0	0
H16.05.14		20,000	14		18%	2,898	0	14,436	406,477	0	0	0
H16.06.15		20,000	32		18%	6,397	0	13,603	392,874	0	0	0
H16.07.15		20,000	30		18%	5,796	0	14,204	378,670	0	0	0
H16.08.13		20,000	29		18%	5,400	0	14,600	364,070	0	0	0
H16.09.15		20,000	33		18%	5,908	0	14,092	349,978	0	0	0
H16.10.16		20,000	31		18%	5,335	0	14,665	335,313	0	0	0
H16.10.22	20,000		6		18%	989	0	0	355,313	989	0	0
H16.10.29	9,000		7		18%	1,223	0	0	364,313	2,212	0	0
H16.11.13	15,000		15		18%	2,687	0	0	379,313	4,899	0	0
H16.11.15		20,000	2		18%	373	0	14,728	364,585	0	0	0
H16.12.15		20,000	30		18%	5,379	0	14,621	349,964	0	0	0
H16.12.28	18,000		13		18%	2,237	0	0	367,964	2,237	0	0
H17.01.09	20,000		12		18%	2,177	0	0	387,964	4,414	0	0
H17.01.14		20,000	5		18%	956	0	14,630	373,334	0	0	0
H17.01.22	20,000		8		18%	1,472	0	0	393,334	1,472	0	0
H17.01.25	59,000		3		18%	581	0	0	452,334	2,053	0	0
H17.02.03	20,000		9		18%	2,007	0	0	472,334	4,060	0	0
H17.02.13	5,000		10		18%	2,329	0	0	477,334	6,389	0	0
H17.02.15		24,000	2		18%	470	0	17,141	460,193	0	0	0
H17.02.25	19,000		10		18%	2,269	0	0	479,193	2,269	0	0
H17.03.01	10,000		4		18%	945	0	0	489,193	3,214	0	0
H17.03.12	20,000		11		18%	2,653	0	0	509,193	5,867	0	0
H17.03.18		24,000	6		18%	1,506	0	16,627	492,566	0	0	0
H17.03.20	60,000		2		18%	485	0	0	552,566	485	0	0
H17.03.26	40,000		6		18%	1,634	0	0	592,566	2,119	0	0
H17.04.16	25,000		21		18%	6,136	0	0	617,566	8,255	0	0
H17.04.21		28,000	2	3	18%	609	1,333	17,803	599,763	0	0	0
H17.04.24	30,000		3		18%	887	0	0	629,763	887	0	0
H17.05.01	20,000		7		18%	2,173	0	0	649,763	3,060	0	0
H17.05.18		32,000	17		18%	5,447	0	23,493	626,270	0	0	0
H17.05.22	40,000		4		18%	1,235	0	0	666,270	1,235	0	0
H17.05.29	20,000		7		18%	2,300	0	0	686,270	3,535	0	0
H17.06.15		32,000	17		18%	5,753	0	22,712	663,558	0	0	0
H17.06.30	29,000		15		18%	4,908	0	0	692,558	4,908	0	0
H17.07.14		32,000	14		18%	4,781	0	22,311	670,247	0	0	0
H17.07.23	120,000		9		18%	2,974	0	0	790,247	2,974	0	0
H17.08.15		36,000	23		18%	8,963	0	24,063	766,184	0	0	0
H17.09.11		36,000	27		18%	10,201	0	25,799	740,385	0	0	0
H17.10.14		36,000	33		18%	12,049	0	23,951	716,434	0	0	0
H17.10.23	20,000		9		18%	3,179	0	0	736,434	3,179	0	0
H17.10.30	20,000		7		18%	2,542	0	0	756,434	5,721	0	0
H17.11.15		36,000	16		18%	5,968	0	24,311	732,123	0	0	0
H17.11.29	20,000		14		18%	5,054	0	0	752,123	5,054	0	0
H17.12.14		36,000	15		18%	5,563	0	25,383	726,740	0	0	0
H18.01.14		36,000	31		18%	11,110	0	24,890	701,850	0	0	0
H18.02.14		36,000	31		18%	10,729	0	25,271	676,579	0	0	0
H18.03.14		36,000	28		18%	9,342	0	26,658	649,921	0	0	0
H18.04.14		36,000	31		18%	9,935	0	26,065	623,856	0	0	0
H18.05.13		36,000	29		18%	8,921	0	27,079	596,777	0	0	0

## 計 算 書 3-3

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H18.05.25	30,000		12		18%	3,531	0	0	626,777	3,531	0	0
H18.06.03	20,000		9		18%	2,781	0	0	646,777	6,312	0	0
H18.06.14		36,000	11		18%	3,508	0	26,180	620,597	0	0	0
H18.07.14		36,000	30		18%	9,181	0	26,819	593,778	0	0	0
H18.08.15		36,000	32		18%	9,370	0	26,630	567,148	0	0	0
H18.09.15		36,000	31		18%	8,670	0	27,330	539,818	0	0	0
H18.10.14		36,000	29		18%	7,720	0	28,280	511,538	0	0	0
H18.10.23	20,000		9		18%	2,270	0	0	531,538	2,270	0	0
H18.10.29	20,000		6		18%	1,572	0	0	551,538	3,842	0	0
H18.11.05	17,000		7		18%	1,903	0	0	568,538	5,745	0	0
H18.11.14		36,000	9		18%	2,523	0	27,732	540,806	0	0	0
H18.11.25	30,000		11		18%	2,933	0	0	570,806	2,933	0	0
H18.12.13		36,000	18		18%	5,066	0	28,001	542,805	0	0	0
H19.01.12		36,000	30		18%	8,030	0	27,970	514,835	0	0	0
H19.02.14		36,000	33		18%	8,378	0	27,622	487,213	0	0	0
H19.02.28	10,000		14		18%	3,363	0	0	497,213	3,363	0	0
H19.03.16		36,000	16		18%	3,923	0	28,714	468,499	0	0	0
H19.03.20	20,000		4		18%	924	0	0	488,499	924	0	0
H19.03.24	16,000		4		18%	963	0	0	504,499	1,887	0	0
H19.03.30	25,000		6		18%	1,492	0	0	529,499	3,379	0	0
H19.04.13		36,000	14		18%	3,655	0	28,966	500,533	0	0	0
H19.04.28	20,000		15		18%	3,702	0	0	520,533	3,702	0	0
H19.05.03	10,000		5		18%	1,283	0	0	530,533	4,985	0	0
H19.05.14		36,000	11		18%	2,877	0	28,138	502,395	0	0	0
H19.05.25		550,000	11		18%	2,725	0	547,275	-44,880	0	0	0
H19.05.25		301,731	0		0%	0	0	301,731	-346,611	0	0	0
H27.09.05			3025		0%	0	0	0	-346,611	0	143,534	0
									-490,145		未充当計	143,534

これは正本である。

平成27年12月22日

大阪地方裁判所第23民事部

裁判所書記官 相坂浩二

